



令和 8 年度（2号・3号認定用）
認可保育所・認定こども園等利用申請のしおり
問い合わせ先：米沢市健康福祉部子育て支援課支援担当 TEL 0238-22-5111

1 申請受付について

(1)申請受付期間

利用希望月の前々月の1日～末日まで（土・日・祝日を除く）

※証明書類は、申請日の直近3ヶ月以内に交付されたものを添付してください。

（例）5月入所希望の場合：3月1日～3月31日の開庁日に申請書を提出

(2)申請対象児童 令和 8 年度に入所を希望するお子さん

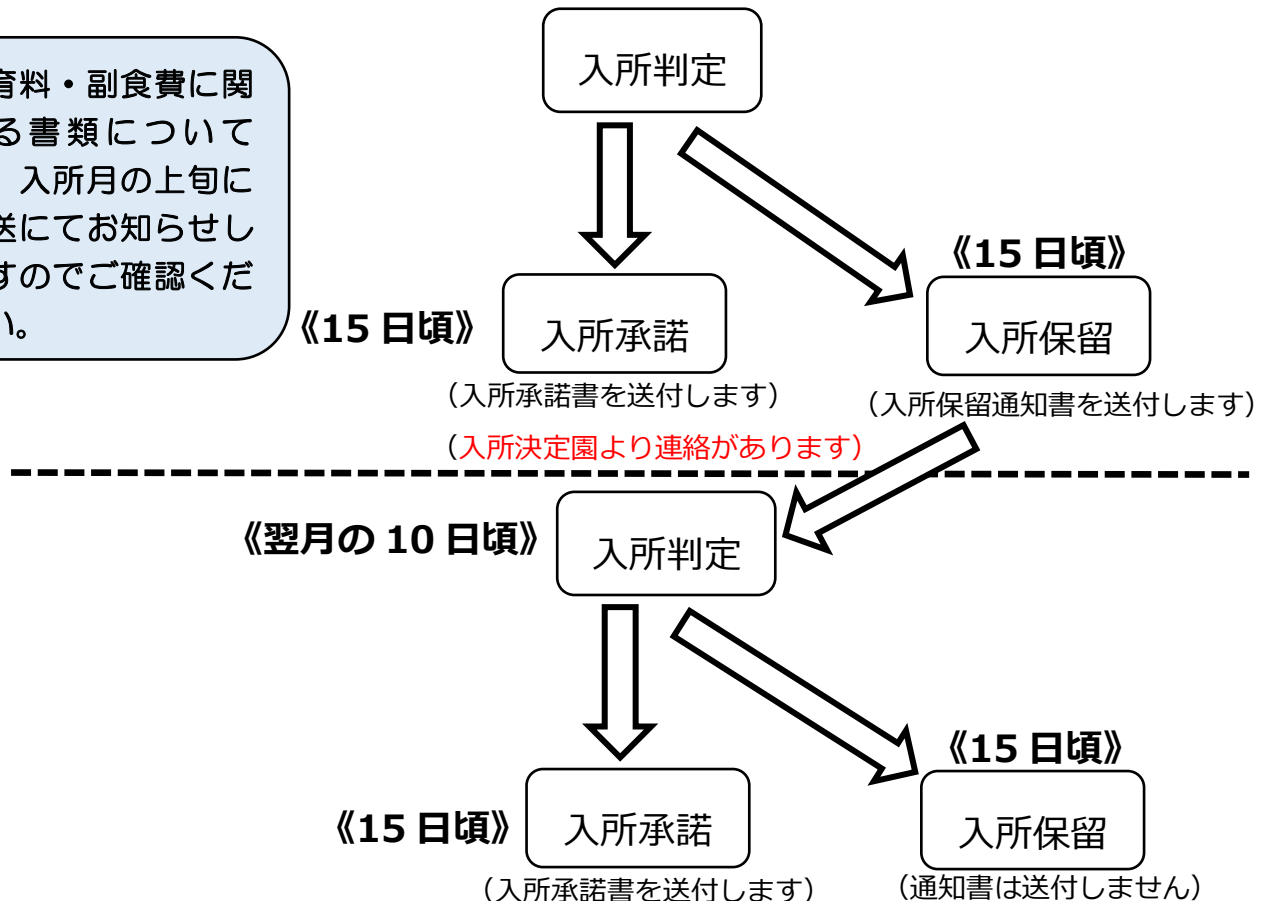
(3)申請書類提出先 米沢市役所 子育て支援課支援担当

(4)年度途中の入所の流れ



《入所希望月の前月 10 日頃》

保育料・副食費に関する書類については、入所月の上旬に郵送にてお知らせしますのでご確認ください。



〈入所保留になった場合〉

令和 8 年度中は、取下げの申し出がない限り翌月以降も毎月入所判定対象になります。翌月以降は入所できる場合のみ連絡いたします。（4 ページ「6 利用調整・利用決定について」に記載のとおり、電話連絡をさせていただく場合があります。） 令和 9 年度の入所申請は別途必要です。

2 教育・保育給付認定について

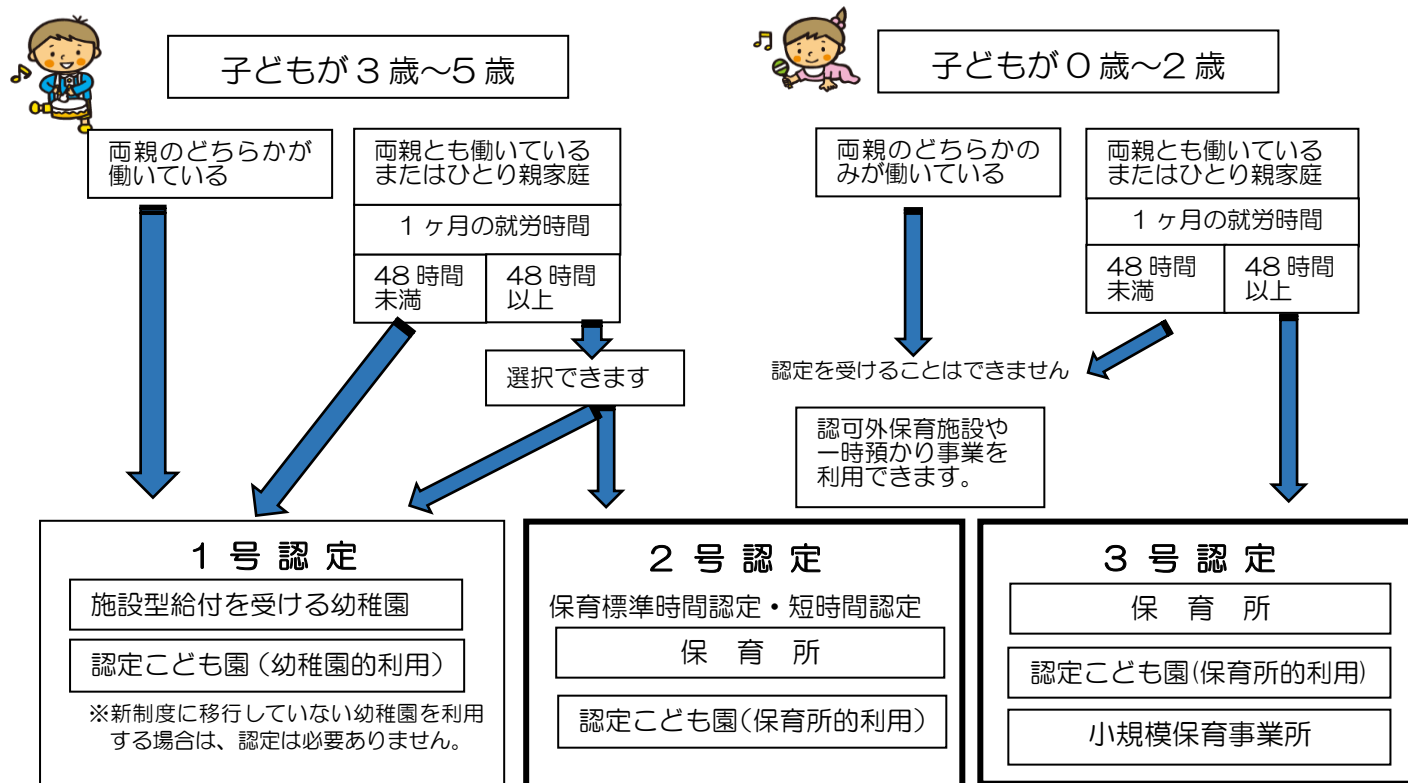
保育施設等の利用にあたっては、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」（下記参照）を受けていただく必要があります。このため、保育施設等の利用申請に併せて、教育・保育給付認定の申請をし、「子どものための教育・保育給付認定の2号・3号認定」を受けていただく必要があります。

◎子どものための教育・保育給付認定

認定区分	認定要件		利用できる施設	一日あたりの保育時間区分	申請先
	年齢	保育の必要性			
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	・施設型給付を受ける幼稚園 ・認定こども園(幼稚園的利用)	教育標準時間 (4時間※)	施設
2号認定 (満3歳以上 保育認定)	満3歳以上	あり	・保育所 ・認定こども園(保育所的利用)	保育標準時間 (最大11時間)	市
3号認定 (満3歳未満 保育認定)	満3歳未満	あり	・保育所 ・認定こども園(保育所的利用) ・小規模保育事業所	保育短時間 (最大8時間)	

※教育標準時間は施設によって異なります。

認定区分フローチャート（保護者の就労を例にした場合）



3 施設の種類の

2・3号認定で利用申請ができる施設の種類の種類は以下のとおりです。開所時間、対象年齢（月齢）などは施設により異なります。各施設の情報は、9ページの「2・3号認定 施設一覧」をご覧ください。

施設の種類の	対象年齢	施設の概要
認可保育所（公立・民間立）	0歳～就学前 (乳児園は0歳～2歳)	保護者の就労等で保育が必要な児童を対象に、健やかに生活できる環境と保育を提供する施設
認定こども園(保育所的利用)	0歳～就学前 (一部異なる施設あり)	幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設 3歳未満児は保育、3歳以上児には教育・保育を提供 (幼稚園的利用(教育部分)の場合は施設に直接申請)
小規模保育事業所	0歳～2歳児	定員が6～19人の比較的小規模な環境のもと、きめ細やかな保育を実施する施設

4 保育施設を利用できる事由について

利用開始希望日時時点で、米沢市に住民登録があり、かつ実際に米沢市に居住している方のうち、次の1～9の事由により、家庭で保育をすることが困難であると認められる場合に利用できます。

	認定事由	保護者の状況	利用時間 (認定保育時間)	利用できる期間
1	就 労	1 か月に 48 時間以上就労している場合 ※自営業、農業、夜間勤務、内職を含む	月 48 時間以上 120 時間未満の就労 →保育短時間 月 120 時間以上の就労 →保育標準時間	就学前まで (最長)
2	妊 娠 ・ 出 産	妊娠中または出産後間もなく、兄姉の保育ができない場合 ※注意※「妊娠・出産」から「求職活動」へ変更する場合は、出産した子の入所申込が必須となります。	保育標準時間	産前・産後各 8 週間 (原則、出産日から 8 週間後の日の翌日の 月末まで)
3	疾病・障がい	病気や心身の障がいがある場合	保育標準時間	必要な期間
4	介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護している場合	保育標準時間	
5	災 害 復 旧	火災、風水害、震災などの復旧にあたっている場合	保育標準時間	
6	求 職 活 動	求職活動(起業準備を含む)をしている場合	保育短時間	原則 3 か月
7	就 学	学校または職業訓練校に就学している場合	就労に準じる	就学期間
8	育 児 休 業	既に施設を利用している児童の保護者(父・母)が、育児休業を取得する場合 ※育児休業事由での新規入所及び新規認定はできません。	保育短時間	育児休業が終了する 月の月末まで ※最長 1 歳を迎える 月の月末まで
9	そ の 他	上記の1～8に類するものと認められる場合	理由により異なる	必要な期間

5 利用者負担額(保育料等)について

★3 歳児クラス～5 歳児クラスのお子さんは、保育料は無料です。

★0 歳児クラス～2 歳児クラスのお子さんの保育料(食材費含む)は、基本的には給付認定保護者とその配偶者の課税額の合計で判定します。ひとり親家庭(A)または給付認定保護者とその配偶者(B)の双方が市民税非課税であり、A、B以外の方(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、その方の課税額も含め判定します。

※保育料に関する詳細は、別紙の「米沢市特定教育・保育施設等保育料」のB面をご覧ください。

※食材費(0～2 歳児を除く)、延長保育料、通園送迎費、行事費等は、保護者負担となります。

詳細は、各園のホームページなどをご覧ください。

3 歳児以上で以下のいずれかに該当する場合は、食材費のうちおかず等の副食費が免除されます。

①年収 360 万円未満相当世帯のお子さん(市民税所得割額 77,100 円以下の世帯のお子さん)

②就学前の最も年長のお子さんから数えて第3子以降のお子さん

③①②以外で、生計を一にする最も年長のお子さんから数えて第3子以降のお子さん(米沢市独自軽減)

★算定期間と対応する市民税

利 用 料	令和 8 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和 9 年 1 月	2 月	3 月
	令和 7 年度市民税額で算定					令和 8 年度市民税額で算定						

※税額を計算するときは、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除など(調整控除以外)の控除は適用になりません。

※住民税未申告の方は、保育料の算定ができないため最高額の保育料となりますので、必ず申告してください。

※1 月 1 日時点で海外にお住まいだった方は、「保育料及び副食費算定のための提出書類(海外在住者・途中入国者用)」の提出が必要です(詳しくは6ページをご確認ください)。

6 利用調整・利用決定について

利用の決定は、申請受付順ではありません。

定員を超える利用申請があった場合は、「保育の必要性」と「世帯や児童の状況」に応じて点数化し、点数の高い方から利用を調整し決定します。そのため、必ず第1希望の施設の利用に決定するものではありません。また、きょうだい申請の場合、同じ施設に決まらない場合がありますのでご了承ください。

★希望施設を記入する際の注意！

利用調整は、申請書にご記入いただいた希望施設を対象に行います。また、申請後の希望施設の変更は1回のみとなります。利用希望月の前々月の末日まで希望施設の変更をした場合は利用希望月からの利用調整、利用希望月の前月に希望施設の変更をした場合は利用希望月の翌月からの利用調整となります。なお、入所決定後に希望施設を変更したい場合は、取り下げ願を提出し、改めて新規申請をしてください。

●第3希望園まで記入した場合

申請書にご記入いただいた第1希望・第2希望・第3希望の順に調整させていただきます。

第3希望園まですべて入所できない場合は、希望園以外で入所可能な施設があればお電話で紹介します。

●第2希望園までまたは第1希望園のみ記入した場合

希望園のみでの調整となるため、希望園に入所できない場合は、入所保留となります。

お電話で希望園以外の施設の紹介はいたしませんので、ご了承ください。

★入所判定及び認定結果について

入所判定及び認定の結果は、文書でお知らせします。（お電話でのお知らせはいたしません。）

決定内容に応じて次の文書を送付します。（決定までの流れは1ページをご覧ください。）

認可保育所に決定した場合

入所承諾書・給付認定決定通知書

認定こども園・小規模保育事業所に決定した場合

入所内定通知書・給付認定決定通知書 ※この書類を施設に持参し利用契約をしてください。

入所保留になった場合

入所保留通知書・給付認定決定通知書

1号認定から2号認定へ申請し決定した場合

給付認定変更通知書

7 申請に必要な書類等について

【提出が必要な書類について】

「利用申請チェックリスト」に記載されている書類を提出してください。

児童1人につき各1部提出してください。

- 1 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等利用申請書
- 2 マイナンバー申告書
- 3 保育を必要とする理由を証明する書類（就労証明書等）
- 4 世帯の状況により必要となる書類 添付書類（該当する方のみ）

※詳しくは、以下を参照してください。

1 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等利用申請書

※児童1人につき1枚提出してください。

別紙の「記入例」と「利用申請チェックリスト」を参考に提出してください。

2 保育の利用を必要とする理由のわかる書類 ※児童1人につき、父・母分それぞれ1枚

きょうだいで申請する場合は、児童ごとに証明書を添付してください。

2枚目以降は、証明書の写し（コピー）を添付することも可能です。その場合は、下の子に原本を、上の子にはその写し（コピー）を添付してください。

なお、児童ごとに証明書が添付されていない場合は、受理できませんのでご注意ください。

※証明書等は、申請日の直近3か月以内に発行されたものが有効です。

※市指定様式は、施設または子育て支援課の窓口でお受け取りいただくか、市のホームページからダウンロードしてください。

※証明内容に不明な点があった場合、勤務先等に電話確認させていただく場合があります。

保育を必要とする理由	提出書類	備考
(1) 就 労 (月 48 時間以上の就労)	※就労証明書 (米沢市指定様式) 【会社等にお勤めの方】 【雇用されている方】 【会社の代表取締役等の方】 【自営業・農業・内職の方】	・勤務先に記入を依頼してください。 ・事業内容等がわかるようご記入ください。 ・証明内容に不明な点がある場合、子育て支援課から勤務先に連絡させていただく場合があります。 ・雇用期間に期限があり、更新予定のない方は <u>期限月の20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに子育て支援課で手続きが必要です。</u> ・追加で書類の提出を求める場合があります。
(2) 妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し	母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出してください（※余白に母となる方の氏名を記入してください。）。 ※注意※「妊娠・出産」から「求職活動」へ変更する場合は、出産した子の入所申込が必須となります。
(3) 疾 病 ・ 障 が い	※診断書 (米沢市指定様式)	市の所定の診断書に通院している医療機関で記入していただき、提出してください。 ※診断書内の現在の状況について、「5 保育に支障はない」に○がついた場合は、「疾病・障がい」の理由での申請はできません。
(4) 介 護 ・ 看 護	診断書 ※介護・看護に係る状況届	医療機関任意の診断書 (患者名、病名、介護・看護が必要な期間及び常時介護又は看護が必要と明記されたものを提出してください。)
(5) 災 害 復 旧	りさい 罹災証明書	
(6) 求 職 活 動	※求職活動等申告書及び 求職活動支援機関等利用証明書 (米沢市指定様式)	求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等利用証明書に利用している機関（ハローワーク等）で証明をいただいた後に提出してください。
(7) 就 学	在学証明書	職業訓練校に在学の方は、就学する期間や時間など内容のわかる書類の写しを添付してください。

現在、育児休業を取得されている方※育児休業の終了日（復帰日）がわかる就労証明書の添付が必要です。

＜育児休業対象児童のみ入所の場合＞

育児休業対象児童の入所月の翌月の15日までに就労を開始（復帰）する場合に申請できます。

＜育児休業対象外児童（兄弟）のみ入所の場合＞

育児休業対象外児童の入所月の1日から31日に就労を開始（復帰）する場合に申請できます。

＜育児休業対象及び対象外児童の同時入所の場合＞

育児休業対象児童の入所月の翌月の15日までに就労を開始（復帰）する場合に申請できます。

3 マイナンバー申告書（世帯全員分記入してください） ※児童1人につき1枚

申請者（給付認定保護者）のマイナンバー確認書類、本人確認書類の写しなど

マイナンバー申告書には世帯全員分（申請児童、保護者、その他の家族など）のマイナンバーを記載してください。保護者が、単身赴任等の理由で同居していない場合も記入してください。また、転入者（転入予定者も含む）は、転入者全員分のマイナンバー確認書類が必要です（下の表を参照ください。）。

※マイナンバー法に基づき、マイナンバーの申告が必要です。

提出を受けたマイナンバーは、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付等に関する事務の範囲で使用します。

※申請者（給付認定保護者）は、あらかじめ他の世帯員に個人番号を申告することと利用目的を伝えてください。

◎マイナンバー申告書の提出に関する注意事項や添付が必要な書類の詳細は、

「マイナンバー申告書」裏面をご確認ください。

4 世帯の状況により必要となる書類（該当する事項があるか、確認してください。）

きょうだいで申請する場合は、児童ごとに証明書を添付してください。

2枚目以降は、証明書の写し（コピー）を添付することも可能です。その場合は、下の子に原本を、上の子にはその写し（コピー）を添付してください。

児童ごとに証明書が添付されていない場合は、受理できませんのでご注意ください。

※市指定様式は、施設または子育て支援課の窓口でお受け取りいただくか、市のホームページからダウンロードしてください。

	申請児童・世帯の状況	必要書類（該当するもの）
1	すべてのひとり親世帯	申請児童の健康保険証の写し、またはマイナポータルの健康保険証資格情報画面の印刷物、または保険者から交付された「資格情報のおしらせ」の写し（A4）※左上に被保険者名の記載がないものは、申請児童と保護者、2人分の「資格情報のおしらせ」の写しが必要です。
2	申請児童が障害者手帳等の交付を受けている場合	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し 特別児童扶養手当認定通知書の写し
3	申請児童の世帯員が障害基礎年金を受給している場合	障害基礎年金受給年金証書の写し （障害者手帳の交付を受けていない場合のみ）
4	申請児童の兄姉が児童発達支援等を受けている世帯	特別支援学校幼稚部の在園（予定）証明書 ※申請日から3か月以内に発行されたもの 情緒障害児短期治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援事業の利用がわかるもの
5	●転入者…右記（1）が必要 ・令和7年1月2日以降の転入者で下記の①に該当する場合 ・令和8年1月2日以降の転入者で下記の②に該当する場合 ●海外在住者…右記（2）が必要 ・令和7年1月1日時点で父母のどちらかが海外赴任しており下記の①に該当する場合 ・令和8年1月1日時点で父母のどちらかが海外赴任しており下記の②に該当する場合 <<入所希望月>> ① 令和8年4月～令和8年8月 ② 令和8年9月～令和9年3月	（1）市町村民税の所得額・課税額証明書 （所得額・課税額・控除額・扶養人数がわかる証明書） ＊「マイナンバー申告書」を提出する場合は不要です。 ＊「マイナンバー申告書」を提出する場合、転入者全員分のマイナンバー確認書類が必要です。 ＊利用希望月によって必要な証明書の年度が異なります。 4月～8月入所希望者：前年度分（前々年の所得額） 9月～3月入所希望者：当該年度分（前年の所得額） （2）「保育料及び副食費算定のための提出書類（海外在住者・途中入国者）」（収入額等を記入していただきます。） ＊1月1日時点で海外にお住まいだった方のみ必要です。 ＊事前にご連絡いただくか来庁時にお申し出ください。

8 申請内容に変更が生じた場合

申請後に、申請書や提出した書類等の内容に変更が生じた場合は、必ず子育て支援課で変更手続きをしてください。利用調整に影響がありますので、速やかに子育て支援課にご連絡ください。手続きをしなかった場合、状況によっては、認定が取消になることもありますのでご注意ください。

9 「求職活動」で申請される方へ

「求職活動」の認定期間は、3か月間です。

「求職活動」での認定期間の翌月までに就労開始となる就労先を決定し、かつ、認定期間の最終月の20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに「就労」への変更申請を受理される必要があります。

（変更申請時は就労証明書の提出が必要ですので、お早めにご準備ください。）

10 育児休業を取得・継続される方へ

（父・母同様の扱いとなります）

※母の産前・産後期間中は、父が育児休業を取得しても

保育標準時間認定となります。

《家庭保育をされる場合》 → 退所となります。

給付認定取消届 兼 退所届（米沢市指定様式）を育児休業の取得開始月の末日付で記入し、育児休業取得開始月の20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに子育て支援課に提出してください。

《継続利用をされる場合》 → 以下の要件を満たす方は継続利用が可能です。

【要件】

要件1	産前6週よりも前から保育所に入所している児童が対象で、かつ当該児童の福祉の観点（環境の変化に留意するため）から継続入所の必要があると認められること
要件2	保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっていること
要件3	出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の属する月までの入所申込をすること （例：10月1日生まれの場合、9月からの入所が必要なため、7月中に申込をすること。 10月2日生まれの場合、10月からの入所が必要なため、8月中に申込をすること。）
要件4	出生した児童の入所後1か月半以内に復職ができること

【継続期間】

育児休業に係る子どもの兄姉が保育園・認定こども園等を利用している場合、継続入所ができるのは、出生した児童が1歳に達する日（誕生日の前日）の月末までです。

ただし、育児休業終了により、出生した児童の施設利用申請をしたにもかかわらず、保育所等の利用決定がなされなかったため育児休業を延長する場合は、育児休業継続入所の申請をすることにより、出生した児童が1歳に達する月の年度末まで継続入所期間を延長することができます。

なお、継続して利用申請をしている状態で、出生した児童が1歳に達する月の年度末までに、利用決定がなされない状態が続いている場合は、申請により出生した児童の2歳の誕生日の前日の月末まで育児休業継続入所の再延長が可能です。

※延長期間中に入所が決定した場合は、入所日から1か月半以内に復職する必要があります。

（例：4月入所の場合→5月15日までの復職（最長5月14日まで育児休業を取得可能））

※育児休業取得可能期間は、勤務先によって異なりますので、必ず勤務先にご確認ください。

【保育時間】

育児休業中の保育時間は、保育短時間認定となります。

【手続き方法】

- ① 育児休業開始月の20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに就労証明書（育児休業取得予定期間も記載されているもの）の提出及び、育児休業認定への変更手続きをしてください。
- ② 出生した児童が1歳に達する日の属する月までに入所申請をしてください。
- ③ 育児休業による認定の終了月または出生した児童の入所内定月の前月のどちらか早い月の20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに、就労証明書（育児休業認定より就労認定へ変更月の翌月の15日まで復職することが記載されているもの）の提出及び、就労認定への変更申請手続きをしてください。ただし、出生した児童を祖父母等が家庭保育する場合や、認可外施設等を利用する場合は、変更月から復職していただく必要があります。

【育児休業対象児童のみ入所の場合の利用申込可能月】

復職日より利用可能月が異なります。

復職日が月の 1 日～15 日の場合・・・復職月の前月から入所可能

復職日が月の16 日～31 日の場合・・・復職月から入所可能

〔例〕 復職日 5 月 1 日 ⇒ 入所申込可能月 4 月入所

復職日 5 月16 日 ⇒ 入所申込可能月 5 月入所

【育児休業対象外児童（兄・姉）のみ入所の場合の利用申込可能月】

復職日より利用可能月が異なります。

復職日が月の 1 日～31 日の場合・・・復職月から入所可能（※復職月の前月からの入所は不可）

〔例〕 復職日 10 月1 日～10 月31 日 ⇒ 入所申込可能月 10 月入所

【育児休業対象児童及び対象外児童の同時入所の場合の利用申込可能月】

復職日より利用可能月が異なります。

復職日が月の 1 日～15 日の場合・・・復職月の前月から入所可能

復職日が月の16 日～31 日の場合・・・復職月から入所可能

〔例〕 復職日 5 月 1 日 ⇒ 入所申込可能月 4 月入所

復職日 5 月16 日 ⇒ 入所申込可能月 5 月入所

11 その他

◇ならし保育について

入所後しばらくは、短時間のならし保育があります。概ね3日～10日程度ですが、この期間は家庭保育が必要になりますので、詳しくは施設にご確認ください。

なお、育児休業からの復帰日より入所申請可能月が異なりますので、ならし保育期間についても考慮のうえ申請してください。

【育児休業対象児童の入所申請可能月】

復職日が月の1 日～15 日の場合・・・復職月の前月から入所可能

復職日が月の16 日～31 日の場合・・・復職月から入所可能

〔例〕 復職日 6 月1 日 ⇒ 5 月入所 （3 月中に入所申請）

復職日 6 月16 日 ⇒ 6 月入所 （4 月中に入所申請）

◇「就労」事由で認定を受けている方の保育について

保護者の仕事がお休みの日には、できるだけ家庭での保育をお願いします。

◇保育所等に入所している児童が長期欠席する場合の取り扱いについて

＜長期欠席となる理由が「病気」「里帰り出産」の場合＞

欠席期間の制限はなく、利用している園に継続して在籍が可能です。

※保護者が利用している園にご相談ください。

※在籍期間は保育料を徴収します。

※里帰り出産先の市町村で園を利用したい場合は、米沢市の園を退所する必要がありますので、子育て支援課に退所月の20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに退所届を提出してください。

＜長期欠席となる理由が「病気」「里帰り出産」以外の場合＞

1 か月に1 日以上保育園等を利用しない場合は退所となりますので、利用している園にご相談のうえ、子育て支援課に退所月の20日（閉庁日の場合は前開庁日）までに退所届を提出してください。

2号・3号認定 施設一覧

R7.9現在※定員、受入年齢は変更になる場合があります。

★認可保育園（※興道南部保育園は令和8年度より認可保育所から幼保連携型認定こども園へ移行となる見込みです。）

施設名	住所	電話番号	定員	受入年齢		
西部乳児園	御廟2丁目3-17	21-0426	50	2か月	～	2歳児
プチハウス	徳町1番38-1	26-6565	50	2か月	～	2歳児
みどり乳児園	塩井町塩野1480-30	22-6679	30	2か月	～	2歳児
松ヶ岬保育園	西大通1丁目6-56	21-0349	70	2か月	～	就学前
明星保育園	門東町3丁目2-27	22-2260	120	2か月	～	就学前
山上保育園	通町4丁目11-20	23-3416	110	2か月	～	就学前
興道東部保育園	下花沢3丁目10-9	23-6624	100	2か月	～	就学前
興道南部保育園	本町1丁目1-84	21-3756	90	2か月	～	就学前
興道北部保育園	塩井町塩野1476-1	21-5070	120	2か月	～	就学前
米沢中央保育園	桜木町1-75	23-5470	100	2か月	～	就学前
塩井保育園	塩井町塩野2081-6	21-1225	70	2か月	～	就学前
森の子園保育所	万世町牛森4172-6	28-3715	50	2か月	～	就学前
そらいろ保育園	万世町片子343	40-0280	100	2か月	～	就学前
公立緑ヶ丘保育園	矢来1丁目3-75	23-1867	60	2か月	～	就学前
公立吾妻保育園	太田町4丁目1-151	38-4402	60	2か月	～	就学前

★認定こども園

施設名	住所	電話番号	利用区分	定員	受入年齢	
かしのみ幼稚園	城南5丁目1-1	21-0205	保育所の利用	130	2か月	～ 就学前
			幼稚園の利用	20	満3歳	～ 就学前
ひばりが丘幼稚園	大字三沢26090	22-7541	保育所の利用	130	2か月	～ 就学前
			幼稚園の利用	35	満3歳	～ 就学前
米沢西部こども園	御廟2丁目3-8	21-6010	保育所の利用	158	2か月	～ 就学前
			幼稚園の利用	24	満3歳	～ 就学前
米沢こども園	中央3丁目6-45	23-2134	保育所の利用	70	6か月	～ 就学前
			幼稚園の利用	25	満3歳	～ 就学前
戸塚山こども園	大字上新田2008	37-2419	保育所の利用	90	2か月	～ 就学前
			幼稚園の利用	15	満3歳	～ 就学前
米沢中央幼稚園	中央7丁目5-70-5	23-2569	保育所の利用	75	満3歳	～ 就学前
			幼稚園の利用	45	満3歳	～ 就学前
興道こども園どんぐり	直江町4番100号	24-8558	保育所の利用	65	2か月	～ 就学前
			幼稚園の利用	15	満3歳	～ 就学前

※2・3号認定の場合は「保育所の利用」となります。

★小規模保育事業所

施設名	住所	電話番号	定員	受入年齢	
さくら保育園	中央3丁目8-24	40-1187	19	6か月	～ 2歳児
あゆみ園	大町1丁目4-11	23-9604	12	2か月	～ 2歳児

2号・3号認定 施設別保育時間・延長保育料一覧

R7. 9現在

※保育時間や延長料金等は変更になる場合があります。

＜認可保育所＞ ※興道南部保育園は令和8年度より認可保育所から幼保連携型認定こども園へ移行となる見込みです。

施設名	保育時間			延長保育料		
	開所時間	保育標準時間	保育短時間	1日	月極契約 (標準時間のみ)	備 考
プチハウス	7:15～19:15	7:15～18:15	8:15～16:15	30分毎 80円	なし	
興道東部保育園				30分毎 100円	1,000円	月極契約(短時間のみ)3,000円
興道南部保育園						
興道北部保育園						
明星保育園	7:15～19:15	7:15～18:15	8:15～16:15	1回 200円	2,000円	月極契約(短時間のみ)2,000円
山上保育園	7:15～19:15	7:15～18:15	8:45～16:45	30分毎 100円	月(30分) 1,500円 月(60分) 2,500円	
米沢中央保育園	7:15～19:15	7:15～18:15	8:15～16:15	30分毎 100円	なし	
西部乳児園	7:20～19:00	7:20～18:20	8:20～16:20	1回 200円	2,000円	
みどり乳児園	7:00～19:00	7:00～18:00	9:00～17:00	18:45経過後 1回 100円	上限 1,000円	第二子以降 無料 ※みどり乳児園に同時在園の場合
松ヶ岬保育園	7:20～19:20	7:20～18:20	8:30～16:30	(標)1回 200円	1,000円	
そらいろ保育園				(短)1時間毎 100円		
塩井保育園	7:20～19:20	7:20～18:20	8:30～16:30	30分未満 100円 30分以上 200円	なし	
森の子園保育所	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	30分未満 100円 以後 30分毎 100円	なし	
公立緑ヶ丘保育園	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	(短)7:30～8:30 100円 (短)16:30～18:30 100円 (短・標)18:30～19:00 200円	2,000円	
公立吾妻保育園						

＜認定こども園＞

施設名	保育時間			延長保育料		
	開所時間	保育標準時間	保育短時間	1日	月極契約 (標準時間のみ)	備 考
かしのみ幼稚園	7:15～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	30分毎 100円	なし	
ひばりが丘幼稚園	7:15～19:15	7:15～18:15	8:15～16:15	30分毎 100円	2,000円	
米沢西部こども園	7:20～19:00	7:20～18:20	8:20～16:20	1回 200円	2,000円	
米沢こども園	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	30分毎 100円	なし	
戸塚山こども園	7:15～19:15	7:15～18:15	8:15～16:15	30分毎 100円	2,000円 第2子半額 第3子以降無料 (同時在園の場合)	
米沢中央幼稚園	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	30分毎 100円	なし	
興道こども園 どんぐり	7:15～19:15	7:15～18:15	8:15～16:15	30分毎 100円	1,000円	月極契約(短時間のみ)3,000円

＜小規模保育事業＞

施設名	保育時間			延長保育料		
	開所時間	保育標準時間	保育短時間	1日	月極契約 (標準時間のみ)	備 考
さくら保育園	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30	30分毎 100円	なし	
あゆみ園	7:20～19:20	7:20～18:20	8:00～16:00	30分毎 100円	2,000円	

※ 1回・・・保育標準時間以後・保育短時間以前および以後